

議案第97号

京丹後市老人医療費の支給に関する条例の一部改正について

京丹後市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年6月9日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

京都府の老人医療助成事業費補助金交付要綱（昭和45年京都府告示第528号）の一部改正が令和7年3月28日に告示されたことに伴い、本市老人医療費の支給に関する条例につき、支給対象者の範囲を同一とするため所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市老人医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

京丹後市老人医療費の支給に関する条例（平成16年京丹後市条例第134号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和7年8月1日から令和9年7月31日までの間、第2条の医療に関する給付に係る同条の規定の適用については、同条各号に該当する者のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定を適用しないとした場合、所得税が課されることとなる者を除くものとする。

附 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

京丹後市老人医療費の支給に関する条例(平成16年京丹後市条例第134号)新旧対照表

現行	改正案
<p>京丹後市老人医療費の支給に関する条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第134号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 この条例の規定により医療費の支給を受けることができる者は、本市の区域内に住所を有する65歳以上70歳未満の者であつて、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第7条第1項に規定する医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者及び高確法による後期高齢者医療給付を受けることができる者を除く。</p> <p>(1) 所得税を課されていない者(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項及び第84条第1項の規定の適用があった場合において、所得税が課されないこととなる者を含む。次号において同じ。)</p> <p>(2) その属する世帯の生計を主として維持する者が所得税を課されていない者</p> <p>第2条の2～第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>京丹後市老人医療費の支給に関する条例</p> <p>平成16年4月1日 条例第134号</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2条の2～第11条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 令和7年8月1日から令和9年7月31日までの間、第2条の医療に関する給付に係る同条の規定の適用については、同条各号に該当する者のうち、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の3の3第1項の規定を適用しないとした場合、所得税が課されることとなる者を除くものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和7年8月1日から施行する。</u></p>

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 7 年 6 月 定例会

議案の  
件名

議案第97号  
京丹後市老人医療費の支給に関する条例の一部改正  
について

政策等  
の区分

計画 ・ 事業 ・ **条例**  
その他（ ）

<p>《政策等の概要》</p> <p>本市の区域内に住所を有する65歳以上70歳未満の者であって、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者において、所得税が課税されていない者を対象とし、医療機関で受診した際の保険診療分の自己負担額を申請により市が助成するものである。</p> <p>本条例による事業に対し、京都府の老人医療助成事業費補助金が措置されていることから、当該補助金交付要綱に規定される助成対象の内容が改正されたことに伴い、条例に規定する対象者について適合するよう改正するものである。</p>	<p>《市民参加の状況》</p>					
	<p>有 ・ <b>無</b> （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>					
	<p>《財源措置の状況》（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p>					
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
<p>《政策等の必要性》</p> <p>令和6年税制改正において、所得税に対し定額に減税する措置が講じられたことにより、本条例の対象者の要件である所得税が課税されない者の範囲が拡大することから、制度本来の減税前の要件により判定可能とするものである。</p>	<p>《将来にわたる効果及び経費の状況》</p>					
<p>《提案に至るまでの経緯》</p> <p>R7.3.28 京都府老人医療助成事業費補助金交付要綱の一部改正 R7.5.1 例規審査委員会で改正条例案について審査</p>	<p>《総合計画等の整合》</p>					
	まちづくり 27の施策	5	持続可能な地域医療体制の充実			
	<p>○その他の計画(該当する場合のみ)</p>					
	計画名称					
	策定年度					
	計画期間					
<p>《政策等の実施時期》</p> <p>令和7年8月1日から施行する。</p>	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
	市民環境部	保険事業課	有 <b>無</b>			